

国有財産総轄事務処理規則第20条第2項報告書  
 (令和 年度)

財務局名又は福岡財務支局  
 (財務事務所名・出張所名)

通知事項 省庁名	財産区分	令第3条第1項の規定による通知			令第5条第2項の規定による通知			令第5条第3項の規定による通知			合計		
		件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円	件数	数量	価格 円
	土地 建物 その他			円			円			円			
計													

記載上の注意

- 1 財務事務所長又は出張所長において処理したものである場合は、(財務事務所名、出張所名)の場所に財務事務所名又は出張所名を記載する。
- 2 財務局長等において処理したものと及び各財務事務所長又は各出張所長において処理したものとに別業とし、かつ、その合計表を作成する。
- 3 第19条の2第2項の規定により通知したものは、当該欄にかっこ書(内書)で記載する。